

様式第1号(第5条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">富岡製糸場見学料減免申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">富岡市長 様</p> <div style="text-align: right; margin: 10px 0;">                 住 所                  団 体 名                  代表者氏名                  電 話 番 号             </div> <div style="text-align: right; margin: 0 20px;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり見学料の減免を受けたいので、富岡製糸場条例施行規則第5条第3項の規定により申請します。</p>				
申請理由				
見学日時	年 月 日	時 分	から	年 月 日
見学人員	大人	人・高校大学生	人・小中学生	人
見学料	区 分	人 数	金 額	免 除 後 の 金 額
	大 人	人	円	円(全額・一部)
	高 校 ・ 大 学 生	人	円	円(全額・一部)
	小 ・ 中 学 生	人	円	円(全額・一部)

注 太線内のみ記入してください。

年 月 日

上記について承認・不承認してよろしいか伺います。

部 長	課 長	係 長	担 当	承認・不承認の理由

## 富岡製糸場見学料の減免基準

### 1 見学料の減免

(1) 富岡製糸場条例施行規則第5条第1号、第2号、第3号で規定するもの

区 分	市 内	市 外
(第1号) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する行事で見学するとき	全部の額を免除	/
(第2号) 市内の小学校の児童及び中学校の生徒を引率して、これらの引率者が教育活動の一環として見学するとき	全部の額を免除	/
(第3号) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助者1名が見学するとき	全部の額を免除	

注) 免除の手続き

- ・ 第1号、第2号は事前に見学料減免申請書を市長へ提出し、承認を得る。
- ・ 第3号は受付で手帳等により確認し、承認を得る。

(2) 富岡製糸場条例施行規則第5条第4号で規定するもの

(市長が必要と認めるとき)

	区 分	市 内	市 外	免除する理由
1	群馬県内の小学校、中学校、中等教育学校、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の児童、生徒が教育活動として見学するとき	全部の額を免除	全部の額を免除	教育活動として見学するため
2	1に規定する者及び群馬県内の幼稚園並びに保育園の児童を引率して、これらの引率者が教育活動並びに保育活動として見学するとき	全部の額を免除	全部の額を免除	教育、保育活動として見学するため
3	群馬県外の幼稚園、保育園、小学校、中学校、中等教育学校、高等専門学校、高等学校、大学及びこれらに類する学校その他の施設の児童、生徒及び学生を引率して、これらの引率者が教育活動として見学するとき	/	全部の額を免除 (小学校以上の生徒等は有料)	教職員が業務による引率のため (生徒は有料)

	区 分	市 内	市 外	免除する理由
4	市内の学童保育施設、社会教育認定団体、官公庁に準ずる団体、ボランティア団体等が行う行事として見学するとき（引率者を含む）	全部の額を免除		富岡製糸場の利用促進のため
5	国、県、市町村が行う行事及び業務視察並びに富岡製糸場が行う行事で見学するとき	全部の額を免除		行政機関の職員の業務のため
6	報道機関及び観光業者等が、業務で取材並びに見学するとき	全部の額を免除		富岡製糸場の広報のため
7	次の団体が行う行事の下見として見学をするとき ①上記1～6の団体・組織 ②見学予約がしてある団体、予約はしていないが、見学を検討中の団体	全部の額を免除 (富岡製糸場課長が必要と認める数)		富岡製糸場の利用促進のため

注) 免除の手続き

- ・ 1、4、5は事前に見学料減免申請書を市長へ提出し、承認を得る。
- ・ 2、3は受付で確認し、承認を得る。
- ・ 6、7は事務所で確認し、見学料減免申請書を市長へ提出し、承認を得る。

\* 社会教育団体とは

富岡市婦人会・ユネスコ協会・子ども会育成会連絡協議会・PTA連合会・文化協会  
体育協会・体育指導委員会・スポーツ少年団・青年会議所・商工会議所等  
(上記の下部組織も含める)

\* 官公庁に準ずる団体とは

校長会・区長会・老人クラブ・食生活改善推進会・社会福祉協議会・民生委員会  
民生委員会・農業委員会・消防団等  
(上記の下部組織も含める)